

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : N,N-ジメチルホルムアミド  
SDS コード : A9-05  
供給者の会社名称 :  
林純薬工業株式会社  
住所 : 大阪府大阪市中央区内平野町 3 丁目 2 番 12 号  
担当部門 : 試薬化成部品 企画グループ  
電話番号 : 06-6910-7305  
E-mail : shiyaku\_kikaku@hpc-j.co.jp  
URL : <https://www.hpc-j.co.jp/>  
緊急連絡電話番号 : 06-6910-7305

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS 分類

|                    |           |               |          |
|--------------------|-----------|---------------|----------|
| 物理的危険性             | 鈍性化爆発物    | 分類できない        |          |
|                    | 爆発物       | 区分に該当しない      |          |
|                    | 可燃性ガス     | 区分に該当しない      |          |
|                    | エアゾール     | 区分に該当しない      |          |
|                    | 酸化性ガス     | 区分に該当しない      |          |
|                    | 高圧ガス      | 区分に該当しない      |          |
|                    | 引火性液体     | 区分 3          |          |
|                    | 可燃性固体     | 区分に該当しない      |          |
|                    | 自己反応性化学品  | 区分に該当しない      |          |
|                    | 自然発火性液体   | 区分に該当しない      |          |
|                    | 自然発火性固体   | 区分に該当しない      |          |
|                    | 自己発熱性化学品  | 分類できない        |          |
|                    | 水反応可燃性化学品 | 区分に該当しない      |          |
|                    | 酸化性液体     | 区分に該当しない      |          |
|                    | 酸化性固体     | 区分に該当しない      |          |
|                    | 有機過酸化物    | 区分に該当しない      |          |
|                    | 金属腐食性化学品  | 分類できない        |          |
|                    | 健康有害性     | 急性毒性 (経口)     | 区分に該当しない |
|                    |           | 急性毒性 (経皮)     | 区分に該当しない |
|                    |           | 急性毒性 (吸入: 気体) | 区分に該当しない |
| 急性毒性 (吸入: 蒸気)      |           | 区分 3          |          |
| 急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト) |           | 分類できない        |          |
| 皮膚腐食性/刺激性          |           | 区分 2          |          |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性   |           | 区分 2B         |          |
| 呼吸器感作性             |           | 分類できない        |          |
| 皮膚感作性              |           | 分類できない        |          |
| 生殖細胞変異原性           |           | 区分 2          |          |
| 発がん性               |           | 区分 1B         |          |
| 生殖毒性               | 区分 1B     |               |          |
| 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)   | 区分 1 (肝臓) |               |          |

|       |                  |             |
|-------|------------------|-------------|
| 環境有害性 | 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | 区分 2 (呼吸器系) |
|       | 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | 区分 1 (肝臓)   |
|       | 誤えん有害性           | 分類できない      |
|       | 水生環境有害性 短期(急性)   | 区分に該当しない    |
|       | 水生環境有害性 長期(慢性)   | 区分に該当しない    |
|       | オゾン層への有害性        | 分類できない      |

絵表示  
(GHS JP)



GHS02



GHS06



GHS08

注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性 (GHS JP)

: 引火性液体及び蒸気 (H226)  
 皮膚及び眼刺激 (H315+H320)  
 吸入すると有毒 (H331)  
 遺伝性疾患のおそれの疑い (H341)  
 発がんのおそれ (H350)  
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)  
 臓器の障害 (肝臓) (H370)  
 臓器の障害のおそれ (呼吸器系) (H371)  
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (肝臓) (H372)

注意書き (GHS JP)

安全対策

: 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)  
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)  
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)  
 容器を接地しアースをとること。(P240)  
 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)  
 火花を発生させない工具を使用すること。(P242)  
 静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)  
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)  
 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)  
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)  
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置

: 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)  
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)  
 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)  
 皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)  
 眼の刺激が続く場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)  
 火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)

保管

: 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)  
 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)  
 施錠して保管すること。(P405)

廃棄

: 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 化学物質  
別名 : DMF

| 化学名又は一般名       | 濃度又は濃度範囲 | 化学式    | 官報公示整理番号 |        | CAS RN  |
|----------------|----------|--------|----------|--------|---------|
|                |          |        | 化審法番号    | 安衛法番号  |         |
| N,N-ジメチルホルムアミド | ≥99.0%   | C3H7NO | (2)-680  | 既存化学物質 | 68-12-2 |

上記濃度又は濃度範囲は、規格値ではありません。

上記濃度又は濃度範囲に記載の%は、個別表記があるものを除き、全て質量%となります。

### 4. 応急措置

#### 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。  
多量の水と石鹼で優しく洗うこと。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用してい  
て容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないこと。  
口をすすぐこと。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。

### 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、耐アルコール泡消火剤、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、砂
- 使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない。
- 火災危険性 : 極めて引火性の高い液体及び蒸気。
- 爆発の危険 : 屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。  
加熱により、容器が爆発するおそれがある。
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。
- 消火方法 : 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に  
消火する。  
周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。  
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。  
消火後も大量の水を用いて容器を冷却する。
- 消火時の保護具 : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

### 6. 漏出時の措置

#### 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。  
関係者以外の立ち入りを禁止する。  
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な  
保護具を着用し、風下で作業行わない。

#### 環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。  
下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。

**封じ込め及び浄化の方法及び機材**

- 浄化方法 : 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。  
 できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。  
 回収跡は多量の水で洗い流す。

**7. 取扱い及び保管上の注意****取扱い**

- 技術的対策 : 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業する。  
 漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分にする。

- 安全取扱注意事項 : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
 取扱い後はよく手を洗いうがいをすること。  
 作業所の十分な換気を確保する。  
 接触、吸入又は飲み込まないこと。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 防爆型装置を使用する。

- 接触回避 : 長時間または反復の暴露を避ける。

**保管**

- 安全な保管条件 : 施錠して保管すること。  
 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。
- 安全な容器包装材料 : 遮光した気密容器。
- 技術的対策 : 適用法令を遵守する。
- 保管温度 : 冷暗所保管

**8. ばく露防止及び保護措置**

| ばく露限界値         |                                |
|----------------|--------------------------------|
| N,N-ジメチルホルムアミド |                                |
| 管理濃度           | 10ppm                          |
| 許容濃度(産衛学会)     | 10ppm(30mg/m <sup>3</sup> )(皮) |
| 許容濃度(ACGIH)    | TWA 5 ppm, STEL - (Skin)       |

- 設備対策 : 取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

**保護具**

- 皮膚及び身体の保護具 : 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、保護長靴
- 眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
- 手の保護具 : 不浸透性保護手袋
- 呼吸用保護具 : 有機ガス用防毒マスク

**9. 物理的及び化学的性質**

- 物理状態 : 液体
- 外観 : 液体
- 色 : 無色透明
- 臭い : アミン臭
- pH : データなし
- 融点 : -61 ° C
- 凝固点 : データなし
- 沸点 : 153 ° C

|                          |                                 |
|--------------------------|---------------------------------|
| 引火点                      | : 60 ° C (タグ密閉式)                |
| 自然発火点                    | : データなし                         |
| 分解温度                     | : データなし                         |
| 可燃性                      | : データなし                         |
| 蒸気圧                      | : 492.1 Pa (25°C)               |
| 相対密度                     | : データなし                         |
| 密度                       | : 0.95 g/cm <sup>3</sup> (20°C) |
| 相対ガス密度                   | : データなし                         |
| 溶解度                      | : 水と混和。アルコールと混和。ジエチルエーテルと混和。    |
| n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow) | : データなし                         |
| 爆発限界 (vol %)             | : 2.2 - 15.2 vol %              |
| 動粘性率                     | : データなし                         |
| 粒子特性                     | : データなし                         |

## 10. 安定性及び反応性

|            |  |
|------------|--|
| 反応性        | : データなし  |
| 化学的安定性     | : 通常の手扱い条件では安定である。   |
| 危険有害反応可能性  | : 酸により、ギ酸とジメチルアミン塩に分解する。アルカリにより、ギ酸塩とジメチルアミンに分解する。酸化剤と反応する。 |
| 避けるべき条件    | : 日光、熱、火花、裸火、静電気等の発火源。酸化剤、酸、アルカリとの接触。                      |
| 混触危険物質     | : 酸化剤、酸、アルカリ   |
| 危険有害な分解生成物 | : 窒素酸化物  |

## 11. 有害性情報

| N,N-ジメチルホルムアミド |  |
|----------------|--|
| 急性毒性 (経口)      | ラットを用いた試験の LD50 値が 3,000 mg/kg, 3,920 mg/kg, 4,000 mg/kg, 4,320 mg/kg, 3,200 mg/kg, 7,170 mg/kg (EHC 114 (1991)) より、区分外(国連分類では区分 5)とした。  |
| 急性毒性 (経皮)      | ラットを用いた試験の LD50=3,500 mg/kg (環境省リスク評価第 1 巻 (2002)), 5,000 mg/kg, 11,140 mg/kg, 11,000 mg/kg (EHC 114 (1991)), より区分外(国連分類では区分 5)とした。  |
| 急性毒性 (吸入:気体)   | GHS の定義による液体であるため、ガスでの吸入は推定されず、分類対象外とした。   |
| 急性毒性 (吸入:蒸気)   | マウスを用いた試験の LC50 値が 9400mg/m <sup>3</sup> /2 時間(換算値 4.7mg/L 4 時間、この値は飽和蒸気圧の 90%より低く蒸気と判断される)である(HSDB, 2005)ことから区分 3 とした。  |
| 急性毒性 (吸入:粉末)   | データなし  |
| 急性毒性 (吸入:ミスト)  | データなし  |
| 皮膚腐食性/刺激性      | 【分類根拠】(1)~(6)より、本物質は刺激性を有するとの複数の証拠があることから、区分 2 とした。なお、新たな情報源を用いて旧区分を変更した。【根拠データ】(1)本物質をヒトがばく露することによる皮膚刺激性と発疹の症状を示す情報が複数あり、軽微から中等度の皮膚刺激性を示すとの報告がある (ACGIH (2018)、CICAD (2001))。(2)本物質と偶発的接触(体の約 20%)した 52 歳男性は、肌を洗浄後、再び着衣し、車で帰宅したところ、45 分後の症状として皮膚の炎症と充血が報告されている (PATTY (6th, 2012)、厚労省有害性評価書 (2017))。(3) 仕事で本物質に偶発的にばく露した 21 歳及び 28 歳の男性は、手と前腕の紅斑性発疹が生じたとの報告がある (厚労省有害性評価書 (2017))。(4) マウスの皮膚に本物質 500 mg/kg 体重を適用したところ、2~3 時間後に一過性の刺激性がみられ、2,500 及び 5,000 mg/kg 体重では軽度の刺激性がみられたとの報告がある (EHC (1991)、NITE 初期リスク評価書 (2005)、厚労省有害性評価書 (2017))。(5)ラットの皮膚に本物質 94, 472, 944 mg/kg 体重を適用したところ、944 mg/kg 体重で皮膚刺激性を示したとの報告がある (PATTY (6th, 2012))。(6)ウサギの皮膚に本物質 100, 200, 400 mg/kg 体重を適用したところ、400 mg/kg 体重で皮膚刺激性を示したとの報告がある (PATTY (6th, 2012))。(7)本物質は、健康障害を |

| N,N-ジメチルホルムアミド  |  |
|-----------------|--|
|                 | 防止するための指針に係る通達の中で、「皮膚、目、粘膜を強く刺激する物質」とされている(厚生労働省労働基準局長 基発第 0614001 号、平成 28 年 3 月 31 日基発 0331 第 26 号により廃止)。【参考データ等】(8)本物質は、平成 8 年労働省告示第 33 号(平成 25 年厚生労働省告示第 316 号により改正)において、労働基準法施行規則別表第一の二第四号 1 の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)に「ジメチルホルムアミド」として指定されており、本物質にさらされる業務による、特定の症状又は障害を主たる症状又は障害とする疾病(頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、気道障害、肝障害又は胃腸障害)が、業務上の疾病として定められている。(9)本物質は、平成 15 年厚生労働省労働基準局長通知基発第 0811001 号において、労働安全衛生規則第 593 条に規定する有害物で保護眼鏡等の眼障害防止用保護具を備えなければならないもののうち「ジメチルホルムアミド」として指定されている。  |
| 眼に対する重篤な損傷又は刺激性 | 【分類根拠】(1)～(5)より、本物質は刺激性を有すると考えられる。GLP 試験(1)の証拠の重みを踏まえて区分 2B とした。なお、新たな情報源を用いて旧分類から区分を変更した。【根拠データ】(1)ウサギを用いた眼刺激性試験(GLP 準拠、n=6)で本物質原液を適用したところ、1、4 時間後に上眼瞼及び下眼瞼の内側に大きな水疱が見られたが、24 時間後には縮小し、48 時間後には回復したとの報告がある(REACH 登録情報(Accessed Dec. 2018))。(2)ウサギを用いた眼刺激性試験(n=3)において、本物質原液、10%、50%溶液(0.9%NaCl)を適用したところ、1 時間後に結膜浮腫及び紅斑が見られたが、6 日後には回復したとの報告がある(REACH 登録情報(Accessed Dec. 2018))。(3)ウサギの眼刺激性試験において、結膜嚢に本物質水溶液(25%)0.1mL を適用したところ影響はみられなかったが、50%水溶液で軽度の刺激性が、75%水溶液及び原液では重篤な刺激性が見られたとの報告がある(EHC(1991)、厚生省有害性評価書(2017))。(4)ウサギの眼刺激性試験において、本物質 0.1mL を適用したところ、中等度の角膜傷害と結膜の充血がみられ、2～3 日後で顕著になり、14 日後には軽度の結膜充血と重篤な傷害、軽度の表面歪み及び下層の血管新生を伴った中等度の角膜傷害がみられたとの報告がある(EHC(1991)、厚生省有害性評価書(2017))。(5)本物質は、健康障害を防止するための指針に係る通達の中で、「皮膚、目、粘膜を強く刺激する物質」とされている(厚生労働省労働基準局長 基発第 0614001 号、平成 28 年 3 月 31 日基発 0331 第 26 号により廃止)。 |
| 呼吸器感作性          | データなし  |
| 皮膚感作性           | 【分類根拠】(1)～(3)より、感作性陰性を示す複数の証拠はあるが、感作性の有無を判断する十分な情報が得られず、分類できないとした。【参考データ等】(1)マウスを用いた LLNA 試験(OECD TG406、n=6)で本物質溶液(アセトン/オリーブ油(4:1 v/v))を適用したところ、感作性を示す明らかな兆候は見られなかったとの報告がある(SIAR(2001)、ACGIH(2018)、REACH 登録情報(Accessed Dec. 2018))。(2)マウスを用いた LLNA 試験で本物質を適用したところ、対照群と処置群で差は見られなかったとの報告がある(CICAD(2001)、ACGIH(2018))。(3)モルモットを用いた Maximization 試験で本物質を適用したところ、感作性を示さなかったとの報告がある(EHC(1991)、SIAR(2001)、REACH 登録情報(Accessed Dec. 2018))。   |
| 生殖細胞変異原性        | CERI・NITE 有害性評価書 No.8 (2005)の記述から、経世代変異原性試験で陰性、生殖細胞 in vivo 変異原性試験がなく、体細胞 in vivo 変異原性試験で陽性の結果があり、生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験がないことによる。   |
| 発がん性            | 吸入によるがん原性試験の結果、ラットの雌雄に肝臓の肝細胞腺腫と肝細胞癌の発生増加が認められ、マウスの雌雄に肝臓の肝細胞腺腫、肝細胞癌の発生増加が最低用量の 200 ppm から、さらにマウスの雄に特に悪性度の高い肝芽腫が認められ、ラット、マウスの雌雄とも明らかな癌原性が示された(厚生労働省委託癌原性試験,2000)。肝臓腫瘍の発生に種差、性差がなく悪性度も高い腫瘍が発生している。この結果に基づき厚生労働省より「N,N-ジメチルホルムアミドによる労働者の健康障害を防止するための指針」(厚生省指針, 2005)が出されている。以上より区分 1B とした。なお、日本産業衛生学会(1991)は第 2 群 B、IARC 71(1999)がグループ 3、ACGIH-TLV(2001)が A4 に分類しているが、これらの評価にはこの試験結果は含まれていない。  |
| 生殖毒性            | CERI・NITE 有害性評価書 No.8 (2005)から、親動物に一般毒性影響のみ見られない濃度で、次世代に奇形(口蓋裂、外脳症、水頭症、蝶形骨欠損、癒合肋骨、尾欠損)などがみられていることによる。  |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | ヒトについては「摂食障害、嘔吐、腹部、腰部、大腿部の痛みがみられ、症状が消えた後でも肝臓で線維化、組織球の集簇」(CERI・NITE 有害性評価書 No.8 (2005)) の記述があり、実験動物では「肺胞壁の肥厚」(CERI・NITE 有害性評価書 No.8 (2005))等の記  |

| N,N-ジメチルホルムアミド  |   |
|-----------------|---|
|                 | 述があることから、肝臓、呼吸器が標的臓器と考えられた。なお実験動物に対する影響は、区分2に相当するガイダンス値の範囲で見られた。以上より分類は区分1(肝臓)、区分2(呼吸器)とした。   |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | ヒトについては「肝機能障害」、「アルコール不耐性の兆候が見られた。」(IRIS (1990))、「肝障害の増加 AST または ALT の上昇」、「限局性肝細胞壊死、滑面小胞体の微小胞の脂肪変性」の記述があり、実験動物では「小葉中心性の肝細胞肥大」(NTP TOX22 (1992))、「急性肝細胞傷害を示唆する」、「SGPT 及び SGOT 活性の上昇、幼若動物の肝臓に病理組織学的な変化」(IRIS (1990))、「100 ppm 以上: ALP 活性上昇 200 ppm 以上: ALT 活性上昇」、「200 ppm 以上: 肝臓の単細胞壊死」(CERI・NITE 有害性評価書 No.8 (2005))等の記述がある。なお実験動物に対する影響は、区分2に相当するガイダンス値の範囲で見られた。以上より分類は区分1(肝臓)とした。 |
| 誤えん有害性          | データなし   |

## 12. 環境影響情報

| N,N-ジメチルホルムアミド |  |
|----------------|--|
| 水生環境有害性 短期(急性) | 魚類(ヒメダカ)の 96 時間 LC50>100mg/L(環境省生態影響試験、1995)他から、区分外とした。                |
| 水生環境有害性 長期(慢性) | 難水溶性でなく(水溶解度=1.00×106mg/L(PHYSPROP Database、2005))、急性毒性が低いことから、区分外とした。 |
| 残留性・分解性        | データなし  |
| 生体蓄積性          | データなし  |
| 土壌中の移動性        | データなし  |
| オゾン層への有害性      | データなし  |

## 13. 廃棄上の注意

- 化学品(残余廃棄物) : 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。  
空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

#### 海上輸送(IMDG)

- 国連番号 (IMDG) : 2265
- 正式品名 (IMDG) : N,N-DIMETHYLFORMAMIDE
- 容器等級(IMDG) : III
- 輸送危険物分類 (IMDG) : 3
- 危険物ラベル (IMDG) : 3
- クラス(IMDG) : 3
- 包装要件(IMDG) : P001、LP01
- IBC 包装要件(IMDG) : IBC03
- ポータブルタンク包装規定 (IMDG) : T2
- 輸送特別規定-タンク(IMDG) : TP2
- 積載区分 (IMDG) : A
- 引火点 (IMDG) : 58° C c.c.
- 特性および観察結果 (IMDG) : Colourless liquid. Flashpoint: 58° C c.c. Explosive limits: 2.2% to 16% Miscible with water. May react violently with oxidizing materials.
- 緊急時応急措置指針番号 : 129

#### 航空輸送(IATA)

- 国連番号 (IATA) : 2265
- 正式品名 (IATA) : n,n-Dimethylformamide
- 容器等級 (IATA) : III

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 輸送危険物分類 (IATA)              | : 3  |
| 危険物ラベル (IATA)               | : 3  |
| クラス (IATA)                  | : 3  |
| PCA 微量危険物(IATA)             | : E1   |
| 特別管制区(PCA)少量危険物(IATA)       | : Y344   |
| 特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量(IATA) | : 10L  |
| PCA 包装要件(IATA)              | : 355  |
| 特別管制区(PCA)最大積載量(IATA)       | : 60L  |
| CAO 包装要件(IATA)              | : 366  |
| 貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA)      | : 220L   |
| ERG コード (IATA)              | : 3L   |
| <b>海洋汚染物質</b>               | : 非該当  |
| <b>国内規制</b>                 |  |
| 海上規制情報                      | : 船舶安全法の規定に従う。                                     |
| 航空規制情報                      | : 航空法の規定に従う。                                       |
| 緊急時応急措置指針番号                 | : 129  |
| <b>特別な輸送上の注意</b>            | : 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。 |

## 15. 適用法令

### 国内法令

|                        |  |
|------------------------|--|
| 化審法                    | : 優先評価化学物質 (法第2条第5項)   |
| 労働安全衛生法                | : 第2種有機溶剤等 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)<br>作業環境評価基準 (法第65条の2第1項)<br>名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)<br>危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)<br>健康障害防止指針公表物質 (法第28条第3項・厚労省指針公示)<br>名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)<br>N, N-ジメチルホルムアミド (政令番号: 299)<br>特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者 (法第66条第2項、施行令第22条第1項) |
| 毒物及び劇物取締法              | : 非該当  |
| 消防法                    | : 第4類引火性液体、第二石油類水溶性液体 (法第2条第7項危険物別表第1・第4類)   |
| 大気汚染防止法                | : 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 (中央環境審議会第9次答申)<br>揮発性有機化合物 (法第2条第4項) (環境省から都道府県への通達)   |
| 海洋汚染防止法                | : 有害液体物質 (Y類物質) (施行令別表第1)  |
| 外国為替及び外国貿易法            | : 輸出貿易管理令別表第1の16の項   |
| 船舶安全法                  | : 引火性液体類 (危規則第2, 3条危険物告示別表第1)  |
| 航空法                    | : 引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)   |
| 港則法                    | : その他の危険物・引火性液体類 (法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)  |
| 道路法                    | : 車両の通行の制限 (施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律       | : 特別管理産業廃棄物 (法第2条第5項、施行令第2条の4)   |
| 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法) | : 第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1)<br>N, N-ジメチルホルムアミド (政令番号: 232) (99%以上)  |
| 労働基準法                  | : 疾病化学物質 (法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)   |

## 16. その他の情報

### 参考文献

- : 17221 の化学商品(化学工業日報社)
- 国際化学物質安全性カード(ICSC)
- 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)
- ERG2016 版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)

### その他の情報

- : この SDS は林純薬工業株式会社の著作物です。当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。当該物質の日本語による SDS と他国言語にて翻訳された SDS が存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。